

ばんけい

教育ほつとにゅーす

かわら版

こ みち
教育の小径

No.53

3月号

2013 March

今月のことば

失敗は成功の母

人は誰でも失敗します。失敗したことを反省し、それまでのやり方や問題点を改めようとうします。失敗はよりよい方法を生み出し成功に導くものになります。失敗をおそれる必要はありません。



国士館大学教授
北 俊夫先生

自殺の問題を考える

- わが国の年間の自殺者数は交通事故死亡者よりはるかに多く、深刻な社会問題になっています。学校での自殺予防教育が新しい課題になっています。
- 学校では、予防活動、危機対応、事後対応の3段階を視野に入れ、自殺予防のための指導と体制づくりを構築します。

今月の記念日

電気記念日(3月25日)

明治11年(1878年)3月25日、東京・虎ノ門の工部大学校(現在の東京大学工学部)の講堂に、アーク灯が初めてともされました。このこと由来して、日本電気協会が昭和2年(1927年)に制定しました。

看過できない自殺の現状

わが国では、年間の自殺者数が3万人を超え、これは交通事故による死亡者の5倍以上にもなります。これを人口10万人あたりに換算すると、25人(平成19年版自殺対策白書)で、G8(主要国首脳会議8カ国)の内、ロシアに次いで世界で第2位です。

一人の生命が絶たれると、その人の周囲にいる大勢の人たちは心に傷を深く負い、心の健康を脅かされます。自殺の問題は、当事者だけでは済まされない深刻な社会問題だと言えます。

文部科学省が公表した「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によると、平成23年に自殺した小学生・中学生・高校生は200人だったと報告されています。内訳は、小学生が4人、中学生が39人、高校生が157人でした。これは学校から報告のあったもので、警察庁の調査では毎年300人前後を推移しているというデータもあります。

自殺者数が最も多いのは3月です。そのため、政府では3月を「自殺対策強化月間」と定めています。これまで学校では、自殺の予防に関する教育(自殺予防教育)はほとんど行われてきませんでした。「学校で自殺のこと

について話題にすると、寝た子を起こすことにはならないか」という不安視する声も聞かれました。

子どもたちは、1日の多くの時間を教師とともに学校で過ごしています。このことは、教師が子どもの心や行動の小さな変化にいち早く気づき、言葉をかけるなど必要なかわりをつくることのできる立場にあることを意味しています。教師にはいわゆるゲートキーパーとしての役割があります。

自殺予防教育の基本原則

学校における自殺予防には、次の3つの段階があるとされています。

まずは自殺を未然に防ぐための教育など「予防活動」の段階です。ここでは全ての子どもたちを対象に指導します。長崎県教育委員会が小学4・6年と中学2年を対象に実施した調査によると「死んだ人は生き返る」と思っている子どもが15.4%もいたというショッキングな結果が出ています。子どもの死生観に危機感を抱きます。小学校の時期から、命(生)や死について考えさせる教育を系統的に積み上げていく必要があります。特にかかわりのある教科等は、社会科、理科、生活科、体育科(保健領域)、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などです。

悩みの相談やアンケートを日常的に行い、子どものSOSに気づく体制を整えておくことも重要です。

次の段階は、自殺の危険が高いと考えられる子どもへの指導です。いわば「危機対応」です。校内に対応チームを立ち上げ、教育委員会や関係機関とも連携や協力体制をとります。ここでは次のような「TALKの原則」に立って当該の子どもに対応します。

- ・Tell: 言葉に出して心配していることを伝えること。
- ・Ask: 「死にたい」と思う気持ちについて、率直に尋ねること。
- ・Listen: 聴き役に徹して、じっくり傾聴すること。
- ・Keep safe: 安全を確保すること。

一人の教師が抱え込まないで全校体制で対応するとともに、当該の子どもとの関係を根気強く持続していくことが何より重要です。

そして次の段階は、不幸にも自殺が起きてしまったときの「事後対応」です。周囲の人たちへのケアが重要になります。ここでも関係機関などと連携して対応に当たります。

本稿の執筆に当たっては、『教師が知っておきたい 子どもの自殺予防』(文部科学省、平成21年3月)を参考にしました。一読をお勧めします。

注意が散漫な子ども

Q. 毎日の授業に集中できず、落ち着きがなく、注意散漫な子どもがいます。教師が注意すると、そのときは一旦なおるのですが、しばらくすると、また散漫になります。その子どもに気をかけていると、授業が進まなくなることもあります。どのように対処したらよいのでしょうか。

A. いま集中力が欠け、注意散漫な子どもが増えているという報告もあります。注意散漫といっても、まずその原因を明らかにする必要があります。それらによって、指導のあり方や対処方法が変わるからです。

現在、通常の学級に、LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症などの軽度発達障害と言われる子どもが在籍していることもあります。学級に5%程度在籍しているというデータもあります。この場合には、本人の性格や家庭のしつけの問題としてではなく、特別支援の対象として対処します。校内にみんなで見守る体制をつくるのが大切です。

そのためにはまず、特別支援教育のコーディネーターや医師、心理士など専門家の人に観察を依頼し、判断してもらう方法があります。今後の指導方法や教師のかかわり方について助言を受けることもできます。

特に「障がい」が認められない場合には、保護者とも連携しながら注意力や集中力が少しずつ持続するよう観察と指導を地道に継続します。わずかな成長が認められたときには「やればできるね」「よくなってきたよ」と褒めてやります。結果を性急に求めると、本人がイライラするなどかえってマイナスの結果を生むことにもなります。

教育の動向

消費者教育推進法

平成24年8月に「消費者教育の推進に関する法律」（消費者教育推進法）が成立しました。これは消費者教育を総合的、一体的に推進し、国民の消費生活の安定と向上に寄与することを目的に定められたものです。

また、消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的な能力を育成することや、「消費者市民社会」の形成に主体的に参画し、発展に寄与できるよう積極的に支援することなどを基本理念としています。消費生活をめぐる社会環境が常に変化していくことを考えると、消費者教育は学

校で完結される課題ではありません。生涯学習の観点から、幼児期から高齢期まで各段階に応じて体系的、継続的に行われなければなりません。

本法律の施行に伴って、地方公共団体は努力義務ですが、基本方針を踏まえて「消費者教育推進計画」を策定することになっています。今後、教育委員会を通じて、各学校に消費者教育の充実を求めてくるのが予想されます。

各学校ではこれまでも、社会科、生活科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間など関連する教科等で消費者教育を進めてきました。全教育活動を通じて実践するという考え方でした。そのため、必ずしも体系的、系統的な消費者教育が展開されてこなかったという課題が指摘されています。



コラム

北先生の授業力向上術

問題解決的な学習⑤
学習計画を立てる

子どもたちが学習問題に対して予想したあと、すぐに検証させようと思いますが、その前に重要な活動があります。それは予想したことを確かめるための手だてを考えさせることです。社会科ではどのように調べるかを明らかにすることです。理科ではどのような実験や観察の仕方をするのかを考えさせることです。これからどのように問題解決していくか。そのための「学習計画」を立てさせるようにします。

「学習計画」を考えさせる際には二つの視点があります。一つは何について調べるのか。「内容」を明らかにすることです。いま一つはどのような方法で追究する

のか。「方法」を決定させることです。「内容」と「方法」の二つの視点から問題解決のための「学習計画」を立てさせます。

「学習計画」を具体的に作成させることによって、早く問題解決したいという意欲を高めることができます。そして何よりも問題解決に対する「見通し」をもたせることができます。「見通し」をもつことは、私たちの仕事や生活においても求められます。何事においても重要なことです。

学習指導要領の総則には、教科等の指導に当たっての配慮事項として「児童が学習の見通しを立てたり（略）活動を計画的に取り入れるよう工夫すること」とあるのはこうした趣旨であると受けとめることができます。

INFORMATION

生きる喜びをはぐくむ

ぶんげいの

1~6年生の道徳

- ◎監修 真仁田昭・長谷徹
- ◎定価 児童書 560円(税込)
教師用指導書 2,600円(税込)
- ◎発行 株式会社文溪堂

新学習指導要領
完全対応

教師用指導書
充実の付録
CD-ROM



編集後記

2月1日に「ぶんげい学力応援団」サイトがリニューアルしました。こちらでは「教育の小径」を創刊号から全ナンバーご覧いただけます。「学力応援団」で検索できます。ぜひご利用ください。毎月更新しています。(T記)

企画・編集：ぶんげい教育研究所
発行：株式会社文溪堂
発行日：2013年3月1日